

平成 2 8 (2 0 1 6) 年度
大洗町内遺跡調査報告書

車塚古墳第 6 次調査
松川陣屋跡第 1 次調査
栗林遺跡第 3 次調査
栗林遺跡第 4 次調査
四反遺跡第 1 次調査
祝町向洲台場跡第 1 次調査

2 0 2 5

大 洗 町 教 育 委 員 会

平成 28 (2016) 年度
おおあらいちょうないいせきちょうさほうこくしよ
大洗町内遺跡調査報告書

車塚古墳第 6 次調査
松川陣屋跡第 1 次調査
栗林遺跡第 3 次調査
栗林遺跡第 4 次調査
四反遺跡第 1 次調査
祝町向洲台場跡第 1 次調査

2025

大洗町教育委員会

調査報告書の刊行に際して

大洗町は茨城県太平洋岸のほぼ中央に位置し、東は鹿島灘、北は那須茶臼岳を源とする那珂川、西は笠間町国見山を源とする涸沼川や涸沼を臨む、自然環境に恵まれた地であります。

自然の恵みを享受したこの地では、原始古代より人々の生活が営まれ、彼らが残してきた遺跡が多く発見されております。これらの遺跡の一つ一つは大洗町の歩んできた歴史を伝える大切な財産であり、町の誇りでもあります。我々はこれらの遺跡を大切に保護し、後世へと伝えていかなければなりません。

そのような遺跡の中でも、中心的な磯浜古墳群（日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳など）が国の史跡として指定されたのは、令和2年3月のことです。現在本町では、史跡磯浜古墳群を中心に据え、史跡整備基本計画の策定や用地の公有化、史跡整備へ向けた取り組みを加速させています。

今回扱った車塚古墳・松川陣屋跡・栗林遺跡・四反遺跡・祝町向洲台場跡は、大洗町の歴史を紐解く上で、かけがえのない遺跡群であり、大洗町の歴史的な経過の一端が今回の報告を通して、浮かび上がるのではないのでしょうか。

このような特筆される遺跡を後世に伝えていくため、本町では、事業主の方に御理解と御協力をいただき、開発に先立ち遺跡を破壊しないような計画の変更を勧めております。ただ、やむを得ない場合には、事前に記録保存の策を講じるようにしております。今回も施主や施工する事業主の方々には、格別の御配慮をいただき、試掘確認調査が実施できましたこと、厚くお礼申し上げます。

この本を刊行することにより、このたび明らかとなったこの町の歩みの一端が、広く将来を担う子どもたちや町民へ周知され、学校教育や生涯学習の中で普及・活用されることを期待しております。

最後に試掘確認調査に際し、御協力くださいました参加者の皆様や茨城県教育庁総務企画部文化課の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

大洗町教育委員会

教育長 長谷川 馨

例 言

1 本書は、平成28(2016)年度の文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金、及び令和6(2024)年度の文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて、大洗町教育委員会が実施した大洗町内遺跡の調査報告書である。

2 報告する遺跡数は6遺跡であり、次数は以下の通りである。

車塚古墳第6次調査・松川陣屋跡第1次調査・栗林遺跡第3次調査・栗林遺跡第4次調査・四反遺跡第1次調査・祝町向洲台場跡第1次調査

3 調査に伴う試掘確認調査・整理報告書作成作業期間は、下記の通りである。

試掘確認調査 平成28年4月1日～平成29年3月31日(平成28年度)

整理報告書作成作業 令和6年4月1日～令和7年3月31日(令和6年度)

4 平成28・令和6年度の調査組織は、以下の通りである。

平成28年度

大洗町教育委員会教育長 飯島郁郎

大洗町教育委員会教育次長 小沼信介

大洗町生涯学習課長 小沼正人

大洗町生涯学習課文化振興係長 蓼沼香未由

大洗町生涯学習課文化振興係主事 佐藤穂高

令和6年度

大洗町教育委員会教育長 長谷川馨

大洗町教育委員会教育次長 深作和利

大洗町生涯学習課長 磯崎宗久

大洗町生涯学習課文化財係長 蓼沼香未由

大洗町生涯学習課文化財係主任 栗原敬太

大洗町生涯学習課文化財係埋蔵文化財調査員 井野里美

(茨城大学大学院 人文社会科学研究科 人文科学専攻 修士1年)

5 調査の参加者は、以下の通りである。

車塚古墳 第6次調査 担当：蓼沼香未由 重機：加治設備工業株式会社

作業員：栗原芳子・照沼博幸・市毛祐一・斉藤宏光

松川陣屋跡 第1次調査 担当：蓼沼香未由 重機：加治設備工業株式会社

作業員：栗原芳子・市毛祐一・斉藤宏

栗林遺跡 第3次調査 担当：蓼沼香未由 重機：加治設備工業株式会社

作業員：鈴木浩子・栗原芳子・市毛祐一・斉藤宏光

栗林遺跡 第4次調査 担当：蓼沼香未由 重機：大和ハウス茨城支社

作業員：栗原芳子・照沼博幸・市毛祐一・斉藤宏光

四反遺跡 第1次調査 担当：蓼沼香未由 重機：愛功建設株式会社

作業員：栗原芳子・照沼博幸・市毛祐一

祝町向洲台場跡第1次調査 担当：蓼沼香未由 重機：無し

作業員：栗原芳子・照沼博幸・市毛祐一・斉藤宏光

- 6 整理報告書作成作業の参加者は、以下の通りである。
 蓼沼香未由 編集・原稿執筆・遺物写真撮影
 井野 里美 付表執筆・遺物実測
 おかだ利美 遺構図デジタルトレース・遺物図デジタルトレース・遺構遺物写真加工
 榎澤由紀江 遺物実測・遺物拓影
- 7 調査、及び整理報告書作成作業の過程で、下記の方々・機関のご協力を賜った。記して感謝の意を表する次第である。
 なお、機関名称や所属は平成28年度時点の内容である。
 石神良平・川上君江・佐藤須美代
 茨城県教育庁総務企画部文化課・株式会社A-スタイル東京支社（川越 齋）・大洗町都市建設課建設管理係（関 克則）・菅野事務所（出村美智子）・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター管理部労務課・大和ハウス工業株式会社茨城支社（関野秀樹）・丸和建设株式会社水戸展示場（町田俊治）・六谷土地家屋調査士事務所（六谷隆志）
- 8 報告した考古資料、及び作成図面や写真などの記録類一式は、大洗町教育委員会生涯学習課文化財係（東茨城郡大洗町磯浜町6881-88）が所管し、一括して大洗町埋蔵文化財整理作業棟（同町大貫町1212-33）で保管している。

凡 例

- 1 挿図の縮尺は、以下の通りであり、各図ともスケールを付してある。
 遺跡内開発区域図：10,000分の1
 開発区域内調査区位置図：500分の1、もしくは1,000分の1
 トレンチ平(断)面図：100分の1
 出土遺物図：3分の1、もしくは2分の1
- 2 各遺構図に付した方位は、磁北を用いている。
- 3 各遺構図に網掛け表現を用いたが、その意味は各図に添えた凡例を参照されたい。
- 4 開発区域内調査区位置図には、新築住宅や浄化槽などを赤線で示した。
- 5 遺構の覆土から出土しながらも、調査時点では、ドットを落とさずに一括して取り上げた資料が存在する。そうした資料を報告する場合には、「01・02・03…」のように、「0」番から始まる番号を付した。
- 6 本文中で（人名 刊行年）で明記した引用・出典文献と共に、原稿執筆時に参考とした文献を加えた「引用・出典・参考文献」一覧を巻末に収めてある。
- 7 遺跡内開発区域図に使用した地図は、大洗町都市建設課が平成28年3月に発行した『都市計画図 2,500分の1』（平成26年12月撮影、平成27年9月現調）を用いている。

本文目次

調査報告書の刊行に際して

例言

凡例

本文目次

挿図目次

写真目次

付表目次

第1章	調査の概要	1
第2章	車塚古墳第6次調査	3
第3章	松川陣屋跡第1次調査	6
第4章	栗林遺跡第3次調査	9
第5章	栗林遺跡第4次調査	12
第6章	四反遺跡第1次調査	19
第7章	祝町向洲台場跡第1次調査	26

引用・出典・参考文献

抄録

挿図目次

第1図	平成28(2016)年度調査遺跡分布図	2
第2図	車塚古墳内開発区域図	3
第3図	車塚古墳開発区域内調査区位置図	3
第4図	車塚古墳第1・2号トレンチ	4
第5図	車塚古墳第3号トレンチ	5
第6図	松川陣屋跡内開発区域図	6
第7図	松川陣屋跡開発区域内調査区位置図	6
第8図	松川陣屋跡第1号トレンチ	7
第9図	松川陣屋跡出土遺物	8
第10図	栗林遺跡内開発区域図	9
第11図	栗林遺跡開発区域内調査区位置図	9
第12図	栗林遺跡第1・2号トレンチ	10
第13図	栗林遺跡内開発区域図	12
第14図	栗林遺跡開発区域内調査区位置図	12
第15図	栗林遺跡第1～5号トレンチ	15・16
第16図	四反遺跡内開発区域図	19
第17図	四反遺跡開発区域内調査区位置図	19
第18図	四反遺跡第1～6号トレンチ	21・22
第19図	四反遺跡出土遺物	24
第20図	祝町向洲台場跡内開発区域図	26
第21図	祝町向洲台場跡開発区域内調査区位置図	26
第22図	祝町向洲台場跡第1～3号トレンチ	27
第23図	祝町向洲台場跡出土遺物	29

写真目次

写真1	車塚古墳調査区全景（南から撮影）	3
写真2	車塚古墳第1号トレンチ（東から撮影）	4
写真3	車塚古墳第2号トレンチ（東から撮影）	5
写真4	車塚古墳第3号トレンチ（南西から撮影）	5
写真5	松川陣屋跡調査区全景（東から撮影）	6
写真6	松川陣屋跡第1号トレンチ（西から撮影）	7
写真7	松川陣屋跡出土遺物	8
写真8	栗林遺跡調査区全景（東から撮影）	9
写真9	栗林遺跡第1号トレンチ（東から撮影）	10
写真10	栗林遺跡第2号トレンチ（北から撮影）	10
写真11	栗林遺跡調査区全景（北西から撮影）	13
写真12	栗林遺跡調査区全景（北東から撮影）	13
写真13	栗林遺跡第1号トレンチ（東から撮影）	13
写真14	栗林遺跡第2号トレンチ（東から撮影）	14
写真15	栗林遺跡第3号トレンチ（西から撮影）	14
写真16	栗林遺跡第1号竪穴状遺構（北から撮影）	14
写真17	栗林遺跡第5号土坑（南から撮影）	17
写真18	栗林遺跡第4号トレンチ（西から撮影）	17
写真19	栗林遺跡第5号トレンチ（西から撮影）	17
写真20	四反遺跡第1号トレンチ（東から撮影）	20
写真21	四反遺跡第2号トレンチ（西から撮影）	20
写真22	四反遺跡第1号竪穴建物跡（南から撮影）	20
写真23	四反遺跡第3号トレンチ（東から撮影）	23
写真24	四反遺跡第2号竪穴建物跡（西から撮影）	23
写真25	四反遺跡第4号トレンチ（東から撮影）	23
写真26	四反遺跡第5号トレンチ（東から撮影）	24
写真27	四反遺跡第6号トレンチ（東から撮影）	24
写真28	四反遺跡出土遺物	24
写真29	祝町向洲台場跡調査区全景（西から撮影）	26
写真30	祝町向洲台場跡第1号トレンチ（南から撮影）	28
写真31	祝町向洲台場跡第2号トレンチ（南から撮影）	28
写真32	祝町向洲台場跡第3号トレンチ（東から撮影）	28
写真33	祝町向洲台場跡出土遺物	31
写真34	祝町向洲台場跡出土遺物	33

付表目次

第1表	平成28(2016)年度調査遺跡一覧表	1
第2表	祝町向洲台場跡出土遺物一覧表(1)	30
第3表	祝町向洲台場跡出土遺物一覧表(2)	32

第1章 調査の概要

大洗町教育委員会生涯学習課文化振興係が主体となり、平成28(2016)年度中に実施した、大洗町内における埋蔵文化財の調査は、第1表・第1図の通り、総数7件である。

開発区域は、北部の祝町・磯浜町から、大貫町、南部の成田町・神山町まで、全町的に分散している。その数、107登録されている遺跡の分布には、地区的な粗密は見られず（大洗町教育委員会2023）、今回の開発区域についても分散した結果となっている。

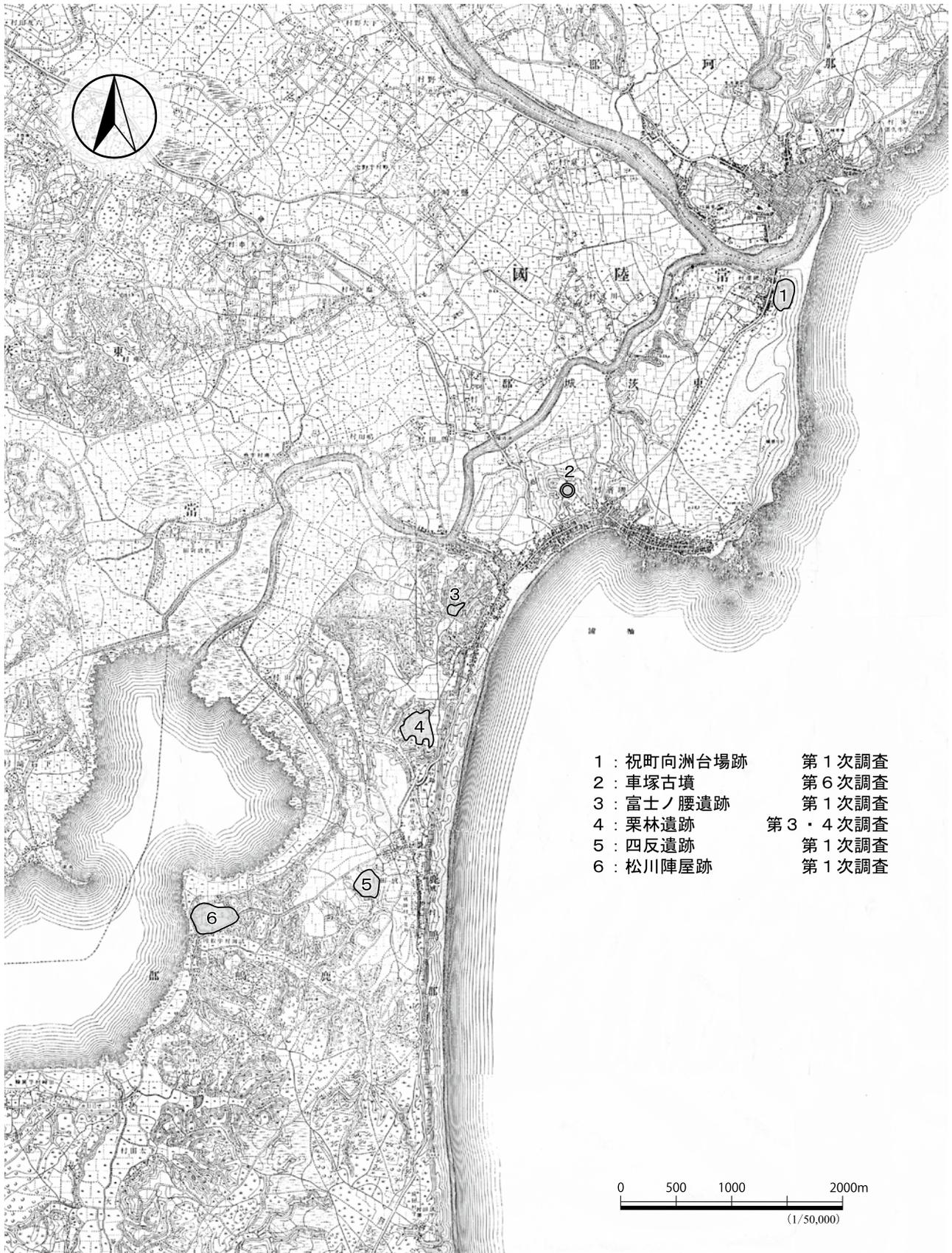
7件の内、民間の会社による発掘調査を実施した富士ノ腰遺跡第1次調査を除く6件が大洗町教育委員会で実施した開発に先立つ試掘調査である。

富士ノ腰遺跡第1次調査は、町道敷設に伴い平成27年12月に大洗町教育委員会で試掘調査を実施した結果、3棟の竪穴建物跡を検出し、後期弥生土器片や奈良・平安時代の須恵器等が出土した（蓼沼2021）。町道船渡大洗線の道路工事により遺構を破壊してしまう内容であったため、株式会社地域文化財研究所が受託し、平成29年2～3月に発掘調査を実施し、すでに報告書も刊行されている（斎藤ほか2017）。その結果、弥生時代の竪穴建物2棟、奈良・平安時代の竪穴建物8棟・ピット16基、近世以降の溝跡1条の遺構が発掘、報告されている。

今回報告する6件の内、祝町向洲台場跡第1次調査、磯浜古墳群中の車塚古墳第6次調査、栗林遺跡第3次調査の3件は、工事主体者が個人の居住用住宅の新築工事に伴う試掘調査である。残る、栗林遺跡第4次調査は共同住宅・物置の新築工事、四反遺跡第1次調査は町道の拡幅工事、松川陣屋跡第1次調査は太陽光発電所の建設に伴う試掘調査である。四反遺跡例は、2棟の竪穴建物跡が検出されたため、平成28年11～12月に地域文化財研究所により発掘調査され、報告書がすでに刊行されているので、参照願いたい（斎藤ほか2018）。

第1表 平成28(2016)年度調査遺跡一覧表

番号	遺跡名 次数	調査内容	期 間 日 数	遺 構	遺 物	取扱結果	報 告
1	車塚古墳 6次	試掘調査	2016. 8. 8～ 8.26 5日間	—	—	工事立会	本報告
2	松川陣屋跡 1次	試掘調査	2016. 9.12 1日間	—	弥生土器(1)	工事立会	本報告
3	栗林遺跡 3次	試掘調査	2016.11.14～11.23 4日間	ピット1	土製品(1)	慎重工事	本報告
4	栗林遺跡 4次	試掘調査	2016.12. 9～12.27 7日間	竪穴状遺構1、 土坑5、ピット1	—	慎重工事 工事立会	本報告
5	富士ノ腰遺跡 1次	発掘調査	2017. 2.15～ 3.29 32日間	竪穴建物10、溝 1、ピット16	弥生土器、砥石・敲石、土 師器・須恵器・灰釉陶器、 土錘、刀子、鎌、斧、釘	工事着手	斎藤ほか 2017
6	四反遺跡 1次	試掘調査	2017. 3. 9～ 3.22 7日間	竪穴建物2	弥生土器(4)、土師器坏(1)、 須恵器坏(1)	発掘調査	斎藤ほか 2018
7	祝町向洲台場跡 1次	試掘調査	2017. 3.28～ 3.30 3日間	—	磁器(多)・陶器(多)・近現 代土器(多)・鉄製品(1)・ 貝類遺体(6)	慎重工事	本報告



第1図 平成28(2016)年度調査遺跡分布図

明治18年測量 大日本帝国参謀本部陸軍部測量局作成二万分一迅速測図「磯浜村」・「下石崎村」を加工

第2章 車塚古墳第6次調査

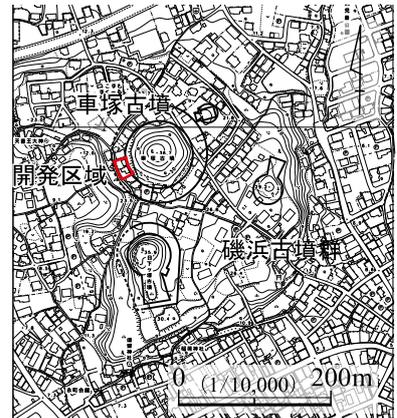
調査経緯 磯浜町字諏訪脇2884番2・2884番6が該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地、磯浜古墳群の車塚古墳の範囲内である。平成28年6月頃、個人により、既存の住宅を解体後、個人居住用住宅の新築工事が計画されたため、文化財保護法第93条第1項の規定に従い、平成28年7月4日付で、茨城県教育委員会教育長宛に「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。

開発区域 車塚古墳の西裾に位置する。南北幅25.8m、奥行き16.5mの略長方形を呈する。面積は、394.88㎡である。東接する車塚古墳墳丘は、中段平坦面に達する中段斜面以下の削平を受けており、本区域より破壊を受けた西裾や周濠を検出する可能性があった。

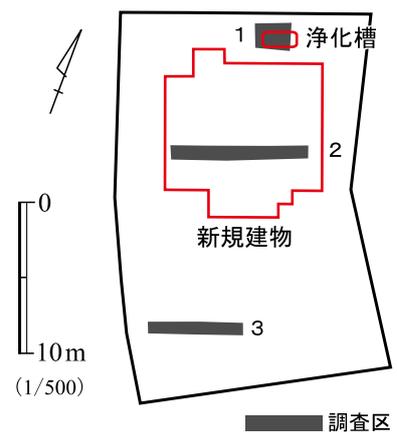
7月中旬まで北側の2884番6・南側の2884番2のそれぞれの筆に、別々に2棟の建物が建っていたが、7月28日までに両建物は解体され、7月29日～8月1日に地下に影響を及ぼさない範囲で、基礎抜きと整地作業が行われた。整地作業後の標高は、北側が24.08m前後と低く、南側に向けて上昇し南端付近では24.36m前後と28cmも高い。道路端に設定されたBMの標高は、23.81mである。

開発区域の北側に寄った位置に、南北9.1m、東西10.01m、面積81.98㎡の建物1棟が予定されており、設計GLはBM+750mmの標高24.56mである。基礎はベタ基礎で、碎石下面はGL-410mmの標高24.15mに達する。

他に、建物の北側に合併浄化槽1基の埋設が、建物の南側に道路に面して車2台分の駐車場の建設が、それぞれ予定されている。浄化槽は、設計GLからの深さ1.52m（標高23.04m）に埋設し、規模は長さ1.70m×幅0.97mの5人槽である。駐車場は南北幅6.50m、奥



第2図 車塚古墳内開発区域図



第3図 開発区域内調査区位置図



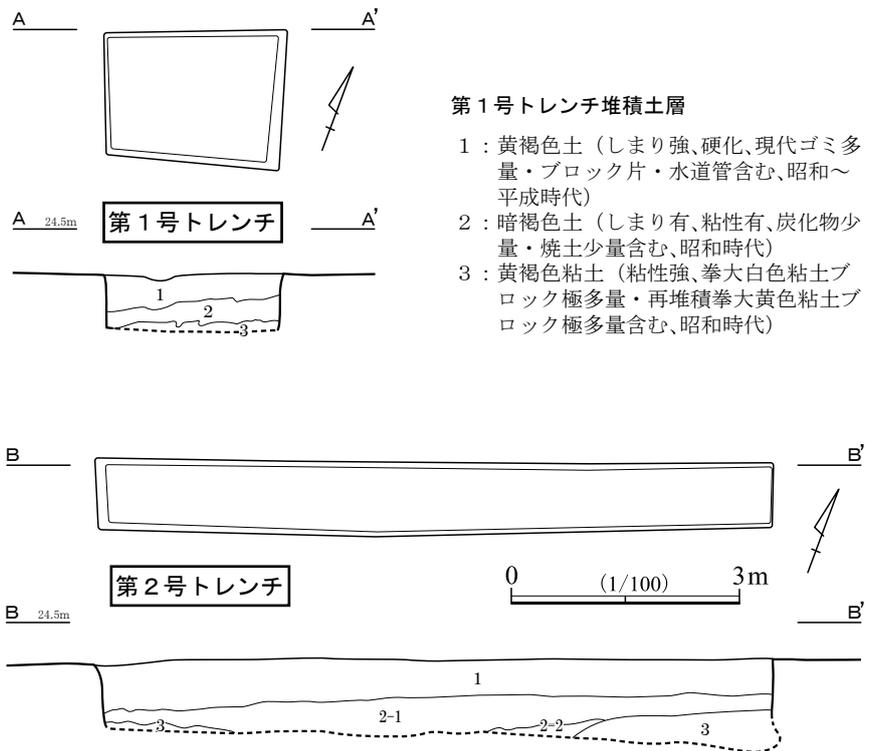
写真1 車塚古墳調査区全景（南から撮影）

行7.3mで、BM+200mmの標高24.01mの施工天端をもち、下面は約20cm下がった23.81mまでの掘削が予定されている。

調査区域 以上の開発計画より、車塚古墳の墳丘や周濠が埋没した際に、重複して破壊する可能性が高い浄化槽・新規建物・駐車場のそれぞれの予定地に3本（第1～3号トレンチ）を設定して調査にあたった。調査期間は、平成28年8月8・12・15・24・26日の5日間である。

第1号トレンチ 浄化槽埋設予定地に設定した。東西長2.35m×幅約1.85m、面積は4.14㎡の規模を持つ。表土-78cmの標高23.38m付近まで掘り下げたが、湧水のため作業は中断した。検出した1～3層とも昭和～平成時代の再堆積層である。特に3黄褐色粘土層は粘土ブロックが大量に含まれており、車塚古墳墳丘を削り込んだ層位と考えられる。遺構・遺物は未検出である。

第2号トレンチ 住宅予定地に東西軸で設定した。規模は、東西長9.0m×幅1.0m、面積約9.0㎡である。B-B'断面のように、最深部は標高22.98mまで掘削し、墳丘削平土の3黄褐色粘土層を検出したものの、地山には到達せず、昭和～平成時代に堆積した層位のみを検出した。遺構・遺物は未検出である。



第2号トレンチ堆積土層

- 1 : 黄褐色土（しまり強、硬化、現代ゴミ多量・2～3cmロームブロック多量・2～3cm鹿沼軽石層ブロック少量・玉石多量含む、上部H28建物解体時層位）
- 2-1 : 暗褐色土（しまり有、粘性強、炭化物少量・焼土少量含む、昭和時代）
- 2-2 : 黒褐色土（しまり有、粘性強、2-1層よりも黒味が強い、昭和時代）
- 3 : 黄褐色粘土（しまり有、粘性強、拳大以下白色粘土ブロック極多量・層状に堆積する拳大以下黄色粘土ブロック極多量含む、昭和時代）

第4図 車塚古墳第1・2号トレンチ



写真2 車塚古墳第1号トレンチ（東から撮影）

る。

第3号トレンチ 駐車場予定地に東西軸で設定した。規模は、東西長6.3m×幅0.85m、面積約5.36㎡である。標高23.77mの確認面より地山の3黄褐色粘土層を検出したものの、上面に堆積した各層位とも現代のゴミを含む昭和～平成時代の堆積層と考えられ、周濠などの遺構は未検出に終わった。

取 扱 以上の調査成果より、遺構・遺物は未検出であり、今回の開発に伴って遺跡を破壊する心配は無いものと考えられた。しかし、平面的には車塚古墳の中段斜面～裾部～周濠部と重なる位置であるため、『埋蔵文化財として扱う範囲及び開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基準』に照らして、工事立会とするのが妥当であろうと判断された。

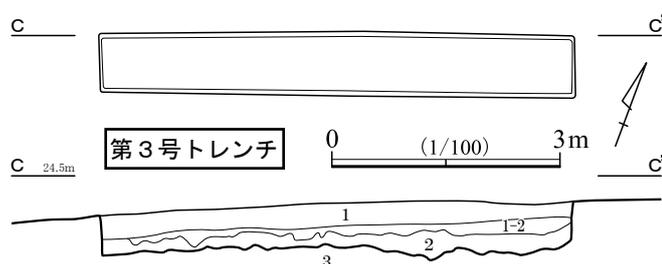
以上の結果を、平成28年8月30日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出したところ、工事主体者に対し、同年9月6日付文1401号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、工事に際して、大洗町教育委員会が立ち会うものと通知された。



写真3 車塚古墳第2号トレンチ（東から撮影）



写真4 車塚古墳第3号トレンチ（南西から撮影）



第3号トレンチ堆積土層

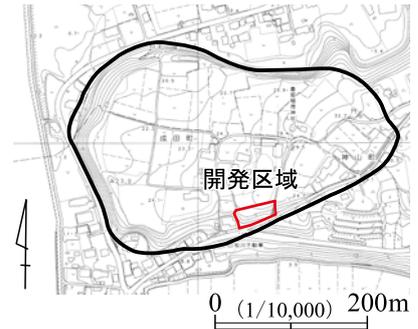
- 1 : 黄褐色土（しまり有、砂質、上部：2～10cm扁平な玉石極多量含む、下部：砂質強、昭和～平成時代）
- 1-2 : 黒褐色土（しまり強、硬化、3～5mmロームブロック極多量含む、下層：赤褐色土が層状に堆積、昭和～平成時代）
- 2 : 暗褐色土（しまり強、粘性有、現代ゴミ・炭化物少量・焼土少量・砂岩礫1点含む、1-2層と連動する現代層）
- 3 : 黄褐色粘土（しまり強、粘性強、地山）

第5図 車塚古墳第3号トレンチ

第3章 松川陣屋跡第1次調査

調査経緯 埼玉県川口市の株式会社A-スタイル（代表取締役：遠藤 博）により、周知の埋蔵文化財包蔵地の松川陣屋跡の範囲内で、太陽光発電所の建設が計画された。文化財保護法第93条第1項の規定に従い、平成28年4月21日・同年8月24日付の二度にわたり、茨城県教育委員会教育長宛に「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。

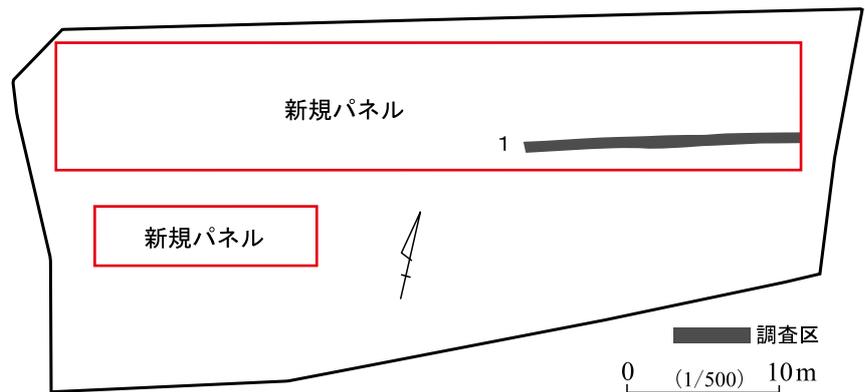
開発区域 西側へ張り出す舌状台地先端部に営まれた松川陣屋跡の南端斜面に位置する。成田町字旧陣屋内松山4378番2が該当する。開発に伴う伐採がされた。東西56.2m、南北24.1mの長方形を呈し、面積は約1,142㎡である。現況は篠や雑木の生える荒地となっていたが、株式会社A-スタイルによる平成28年7月20日の造成により土砂が露出する状態となった。



第6図 松川陣屋跡内開発区域図

現地表面の標高は、東端で約30.14m、西端で約29.10m、南西端

で28.21mであり、東西間の比高は1.04～1.93mもある。このため、敷地の東側約5分の2の範囲を最深部で標高28.92mまで切土し、その土砂を西側5分の3の範囲へ盛土し、東西間の勾配を平坦にする計画である。太陽光パネルが設置されるのは、敷地の北寄り、東西49.0m×南北14.7mの規模である。北から南に向けて三段の平坦面を持ち、各段の標高は、上段：29.20m、中段：28.92m、下段：28.37mに仕上げる。1枚のパネルの大きさは、1.64m×0.99mで、総数は268枚にのぼる。パネルを支える架台を載せる杭は総数74本を数え、1.80～3.36m間隔で配置され



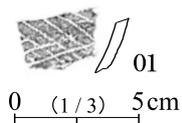
第7図 開発区域内調査区位置図



写真5 松川陣屋跡調査区全景（東から撮影）

周知の埋蔵文化財包蔵地に入り、工事が損壊しない範囲内で計画されているが、他方で、切土や支柱の埋設など大掛かりな施工があるため、『埋蔵文化財として扱う範囲及び開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準』の「7 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に照らして、現地で状況を確認する必要があるため、工事立会が相当であろうと判断された。

以上の結果を、平成28年9月14日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出した。その結果、工事主体者に対し、同年9月28日付文1564号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、工事に際して、大洗町教育委員会が立ち会うものと通知された。



第9図 松川陣屋跡出土遺物



写真7 松川陣屋跡出土遺物

第4章 栗林遺跡第3次調査

調査経緯 大貫町字釣瓶1376番2が該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地、栗林遺跡の北部に位置する。平成28年9月頃、個人居住用住宅の新築工事が計画された。平成28年10月26日付で、工事主体者の個人より茨城県教育委員会教育長宛に、文化財保護法第93条第1項の規定に従い「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。

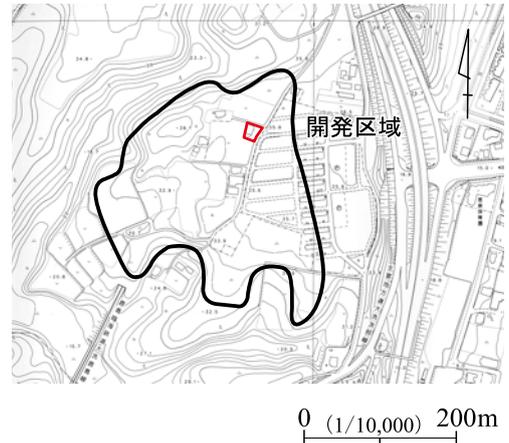
開発区域 南西に開口する谷の東側の台地上平坦面に位置している。東西20.96m、南北19.49mの略台形の土地で、面積は、361.91㎡である。現況は住宅が建っていたが、平成28年11月上旬の基礎抜きを含む建屋の解体により更地となった。

計画では、東西軸の住宅1棟（東西10.47m、南北6.37m）を中心とし、その南西側に10人槽の合併浄化槽1基（東西長2.4m、南北幅1.2m）や土壌拡散処理施設1基（南北長3.6m、東西幅0.95m）を配置する。

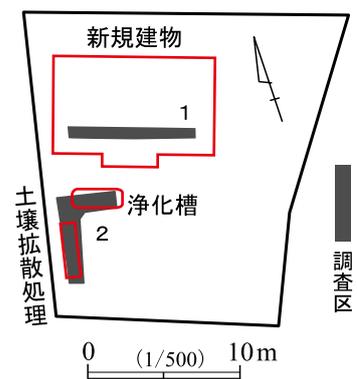
現地表面の標高は、中心部で35.58～35.85mで、高度は西側から東側に向けて27cmほど増す。建築時の基準となるBMの標高は35.775mで、設計GLはそれよりも10cm高い35.875mである。住宅の基礎は、ベタ基礎で、最深部は設計GL-39cmの標高35.485mに達する。

合併浄化槽は、本体だけで設計GL-1.52mの標高34.355mの深さに掘削が及ぶ。土壌拡散処理施設は、70cm以上の深さが必要なため、保護層を勘案すると、設計GL-1.0mの標高約34.875m以上で遺構を検出した場合、取扱い協議が必要となるであろう。

調査区域 以上の開発計画より、新規住宅・合併浄化槽・土壌拡散処理施設の予定地と重なるように調査区2本（第1～2号トレンチ）を設定



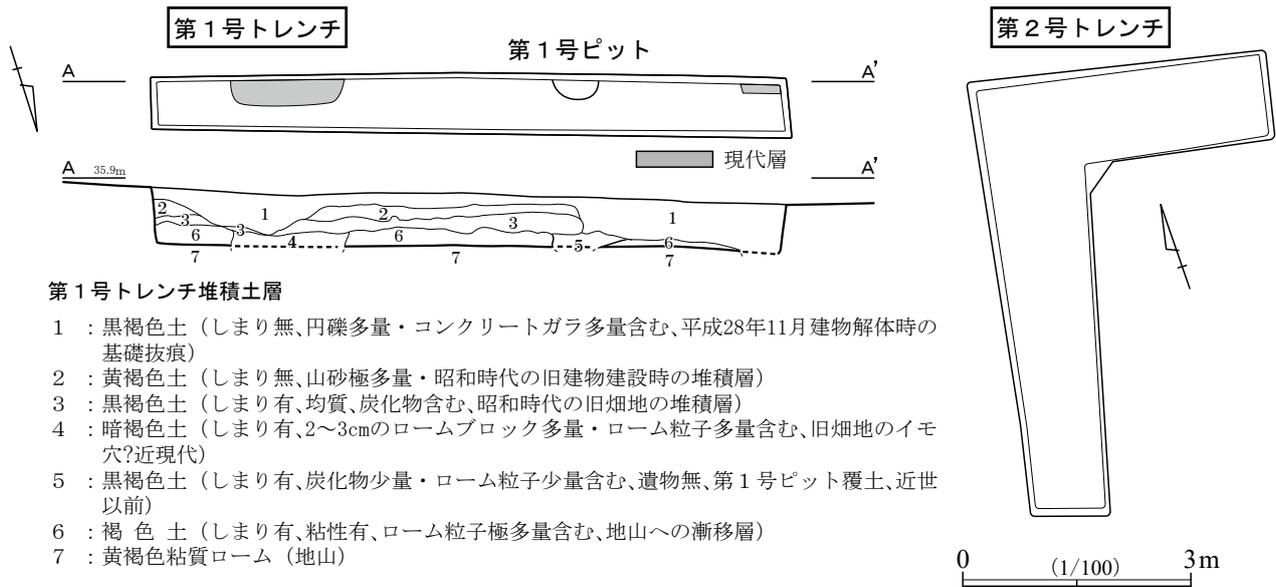
第10図 栗林遺跡内開発区域図



第11図 開発区域内調査区位置図



写真8 栗林遺跡調査区全景（東から撮影）



第1号トレンチ堆積土層

- 1 : 黒褐色土 (しまり無、円礫多量・コンクリートガラ多量含む、平成28年11月建物解体時の基礎抜痕)
- 2 : 黄褐色土 (しまり無、山砂極多量・昭和時代の旧建物建設時の堆積層)
- 3 : 黒褐色土 (しまり有、均質、炭化物含む、昭和時代の旧畑地の堆積層)
- 4 : 暗褐色土 (しまり有、2~3cmのロームブロック多量・ローム粒子多量含む、旧畑地のイモ穴?近現代)
- 5 : 黒褐色土 (しまり有、炭化物少量・ローム粒子少量含む、遺物無、第1号ピット覆土、近世以前)
- 6 : 褐色土 (しまり有、粘性有、ローム粒子極多量含む、地山への漸移層)
- 7 : 黄褐色粘質ローム (地山)

第12図 栗林遺跡第1・2号トレンチ

して調査にあたった。調査期間は、平成28年11月14・21・22・23日の4日間である。

第1号トレンチ 住宅の南寄りに東西軸で設定した。東西長8.4m×幅約0.8m、面積は6.72㎡の規模を持つ。第12図A-A'断面によれば、標高35.0m前後を推移する地山の7黄褐色粘質ローム層で確認したところ、近現代の堆積層である1層や4層の落ち込みが見られる一方で、それよりも時代の遡る5層の落ち込みであるピット1基(第1号ピット)を検出した。第1号ピットは、標高35.18mの高さから検出し、直径約60cmの円形を呈する。層位や層相より近世以前に帰属するものとはみられるが、遺物が出土しなかったため、中世以前に遡るのかどうかは不明である。トレンチ内からは他の遺構や遺物はまったく出土しなかった。



写真9 栗林遺跡第1号トレンチ (東から撮影)



写真10 栗林遺跡第2号トレンチ (北から撮影)

第2号トレンチ 合併浄化槽から土壌拡散処理施設の範囲に設定した。規模は、東西3.9m、南北5.9m、幅0.9～1.2mのL字形の平面形態を持ち、面積は約10.8㎡である。表土から66～84cmで地山の黄褐色粘質ローム層に達し、その間の堆積土層は第1号トレンチと同様である。確認面からは遺構は未検出であった。6褐色土層中からは、縄文土器の底部片1点が出土したが、図化に堪えない細片であった。

取 扱 以上の試掘調査成果をまとめれば、確実に中世以前に遡る遺構は未検出で、包含された遺物もいたって僅少であった。時期不明であったが、第1号ピットの上と住宅基礎底面との間には30cmの保護層を確保でき、破壊の危険性は無い。浄化槽及び土壌拡散処理施設の掘削に伴い地山は削られるものの、遺構は未検出であるため、取り扱いについては問題は無い。

以上より、本件については、『埋蔵文化財として扱う範囲及び開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基準』の「7 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に照らして、直接遺構・遺物を破壊する内容とは考えられないため、工事立会を要する範囲には相当しないものと判断できるものの、周知の埋蔵文化財包蔵地内には該当するため、慎重工事が相当であると判断された。

以上の結果を、平成28年11月28日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出したところ、工事主体者の個人に対し、同年12月7日付文2284号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、工事に際して慎重に実施するよう、通知された。

第5章 栗林遺跡第4次調査

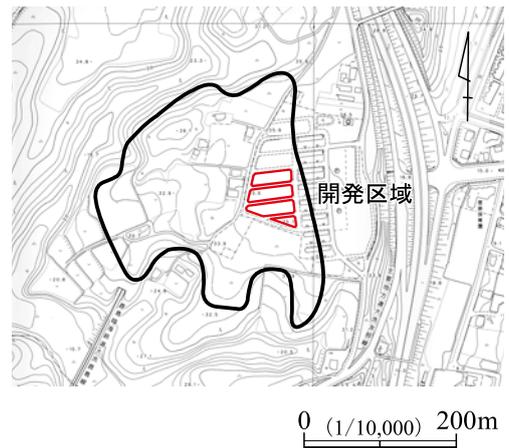
調査経緯 平成28年10月までに、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにより、昭和43年に建築された同センターが管理する山場平住宅について、跡地利用が計画された。同地は、大貫町字山場平1044番1の一部が該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地、栗林遺跡の東部に位置する。そのため、同年11月28日付で、工事主体者である大和ハウス工業株式会社茨城支社（支社長 成田 誠）より茨城県教育委員会教育長宛に、文化財保護法第93条第1項の規定に従い「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。

開発区域 潤沼川支流の小河川に開析された樹枝状の谷の最深部、外洋にも程近い台地上の平坦面、山場平に位置している。東西63.1m、南北76.8m、面積2,920.44㎡のほぼ台形の開発区域である。現況は舗装道路に囲まれた4ブロックからなる更地である。

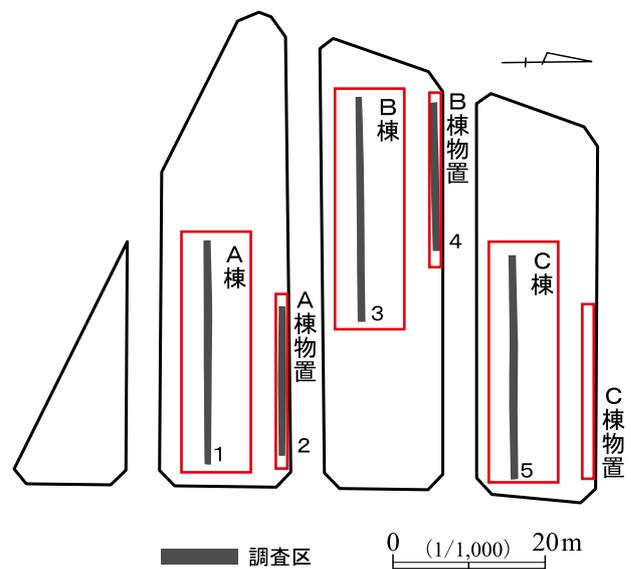
計画では、平成29年3月～12月の期間、3ブロックに、東西主軸31.91m×幅8.25mの面積263.26㎡のA～C棟、3棟の集合住宅を建設する。各棟には、それぞれ連棟物置や駐車場、屋根付き駐輪場などを配置する。

現地表面の標高は、35.92～36.22mであり、概ね平坦である。建設時の高さの基準であるBMは標高36.15mで、設計GLは、A・B棟が30cm低い35.85m、C棟が10cm低い36.05mである。各棟は鉄骨造2階建、各階10部屋の20部屋である。住宅の基礎はベタ基礎で、設計GL-27.5cm+砂利又は碎石厚約7.5cmの最深部は-35.0cmに達するため、A・B棟が標高35.5m、C棟が標高35.7mの深さとなる。

各棟の北側に併設される連棟物置の基礎は、各棟設計GLから59cmまで掘り込まれるため、A・B棟が35.26m、C棟が36.05mの深度を持つ。その余地に配置する各棟付属の駐車場は、基本的に現況地盤を施工面とし、上面に碎石を敷いたり、防草シートを被せたりするため、削平は伴わない。駐輪場は、3本の支柱（各長1.25m×幅60cm×深70cm）を2.1mピッチで掘り込む狭小な施工となる。



第13図 栗林遺跡内開発区域図



第14図 開発区域内調査区位置図

調査区域 以上の開発計画より、試掘調査は、駐車場・駐輪場は対象外とし、掘削が広範囲に影響する可能性がある、集合住宅A～C棟、及び連棟物置の予定地を対象とし、東西軸の5本の調査区（第1～5号トレンチ）を設定して調査に当たった。調査期間は、平成28年12月9・13～15・22・23・27日の7日間である。

第1号トレンチ A棟建設予定地に設定した。規模は、東西長29.8m×幅約1.0mで、面積は29.8㎡である。表土－57～98cm（標高35.185～35.487m）の確認面の黄褐色関東ローム層上面まで掘り下げたところ、土坑4基（西から東に向けて第1～4号土坑）、ピット1基（第1号ピット）を検出した。その他に3地点で現代層の落ち込みもみられた。標高35.265mの深さから検出した第1号土坑は、直径0.60mの円形を呈する。遺物は出土しなかった。標高35.325mの深さから検出した第2号土坑は、直径0.69mの円形を呈する。遺物は出土しなかった。標高35.405mの確認面から検出した第3号土坑は、東西幅2.75mの不整形を呈する。遺物は出土しなかった。標高35.48mの確認面から検出した第4号土坑は、直径1.00mの不整形を呈する。遺物は出土しなかった。標高35.393mの深さから確認した第1号ピットは、直径32cm×30cmの円形の形態を持つ。遺物は出土しなかった。第1～4号土坑・第



写真 11 栗林遺跡調査区全景（北西から撮影）



写真 12 栗林遺跡調査区全景（北東から撮影）



写真 13 栗林遺跡第1号トレンチ（東から撮影）

1号ピットは全て、時代時期は不明である。

第2号トレンチ A棟物置建設予定地に設定した。規模は、東西長19.8m×幅約1.0mで、面積は19.8㎡である。表土-74～79cm（標高35.285～35.317m）の確認面には、既設の下水道管が並走しており、地山の関東ローム層はほとんど残っていなかった。遺構・遺物とも未検出である。

第3号トレンチ B棟建設予定地に設定した。規模は、東西長29.9m×幅約1.0mで、面積は29.9㎡である。確認面の地山の黄褐色ローム上面は、表土-82～115cm（標高35.300～35.400mを推移）に達する。第15図A-A'断面を観察すると、1・2層の現代層は山場平住宅の造成・解体に伴う堆積層とみられ、それ以下の3・4層はそれ以前の層位である。特に4黒褐色土は、下部に5黄褐色ローム層への漸移層を含んでおり、近世以前に遡るであろう。

遺構は、4層中から掘り込まれる第1号堅穴状遺構と第5号土坑を検出した。標高35.145mの深さから検出した第1号堅穴状遺構は、長軸1.40m×短軸1.00mの隅丸の長方形である。覆土には、黒褐色土が堆積し、全体に炭化物を多量、コーナー付近に焼土を多量含んだ。遺物は出土しておらず、時期は不明である。標高35.300mの深さから検出した第5号土坑は、直径0.87mの円形を呈する。遺



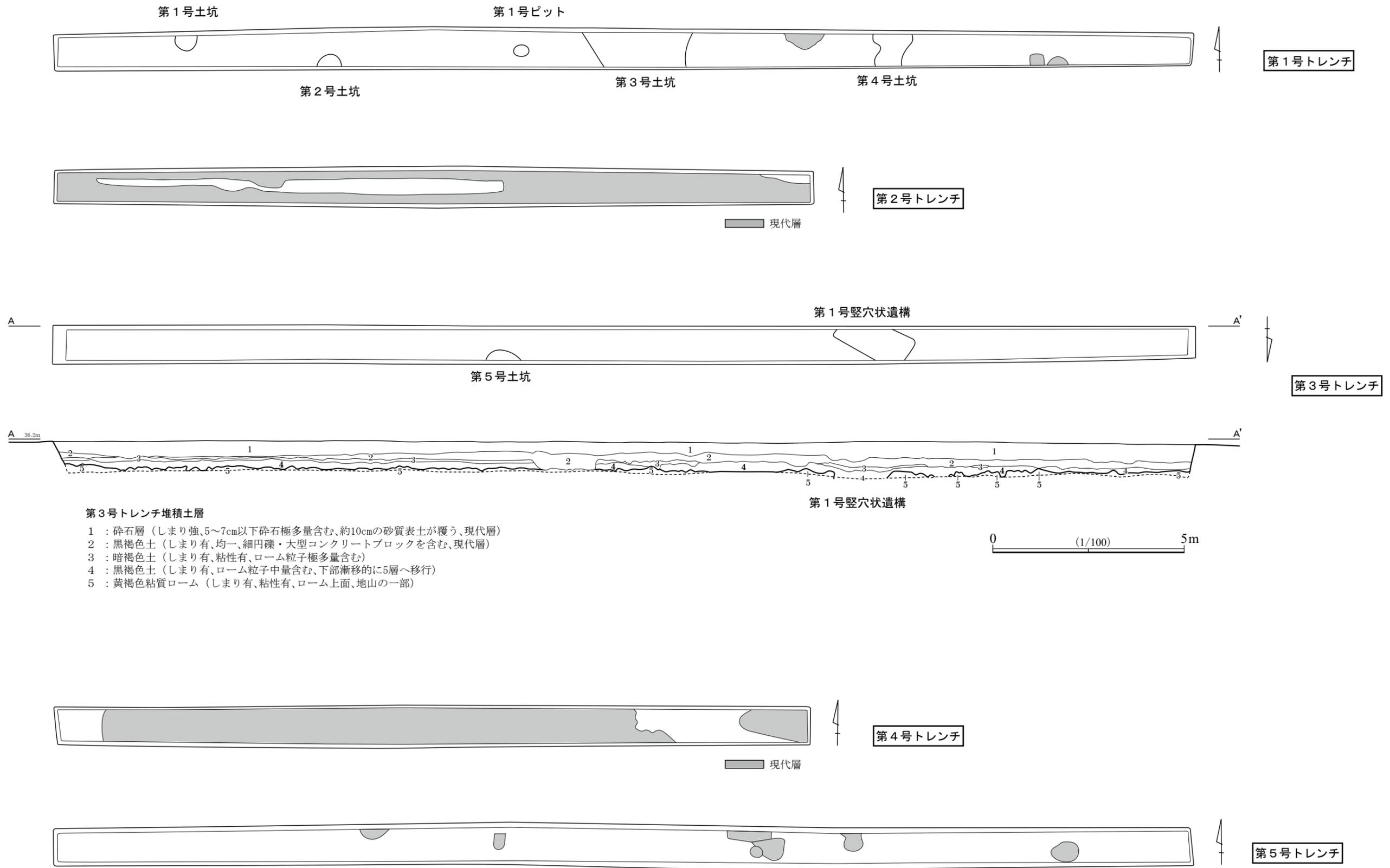
写真14 栗林遺跡第2号トレンチ（東から撮影）



写真15 栗林遺跡第3号トレンチ（西から撮影）



写真16 栗林遺跡第1号堅穴状遺構（北から撮影）



第15図 栗林遺跡第1～5号トレンチ

物は出土しなかった。

第4号トレンチ B棟物置建設予定地に設定した。規模は、東西長19.7m×幅約1.0mで、面積は19.7㎡である。表土-82～113cmの確認面には地山のロームはほとんど残っておらず、現代の攪乱層が覆っている。本トレンチ内からは、遺構・遺物とも未検出である。

第5号トレンチ C棟建設予定地に設定した。規模は、東西長29.7m×幅約1.0mで、面積は29.7㎡である。表土-58～83cm（標高35.395～35.675m）の確認面からは、所々に現代層の落ち込みを確認したに留まり、遺構・遺物は未検出に終わった。

取 扱 以上の試掘調査の成果をまとめると、共同住宅A・B棟と重なる標高35.145～35.480mの深さから、堅穴状遺構1基、土坑5基、ピット1基の総数7基の遺構を検出した。両棟の基礎は、最深部が35.5mの施工が予定されているので、何れも直接遺構に達する掘削は行われませんが、第1号堅穴状遺構を除き、十分な保護層が確保できない懸念があった。しかし、何れもが出土遺物が無いため、時代時期が不明であり、取り扱いが必要な中世以前に遡るのかどうかは不明という課題もある。

以上より、本件については、『埋蔵文化財として扱う範囲及び開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基準』の「7 開発事業に伴う埋蔵文



写真 17 栗林遺跡第5号土坑（南から撮影）



写真 18 栗林遺跡第4号トレンチ（西から撮影）



写真 19 栗林遺跡第5号トレンチ（西から撮影）

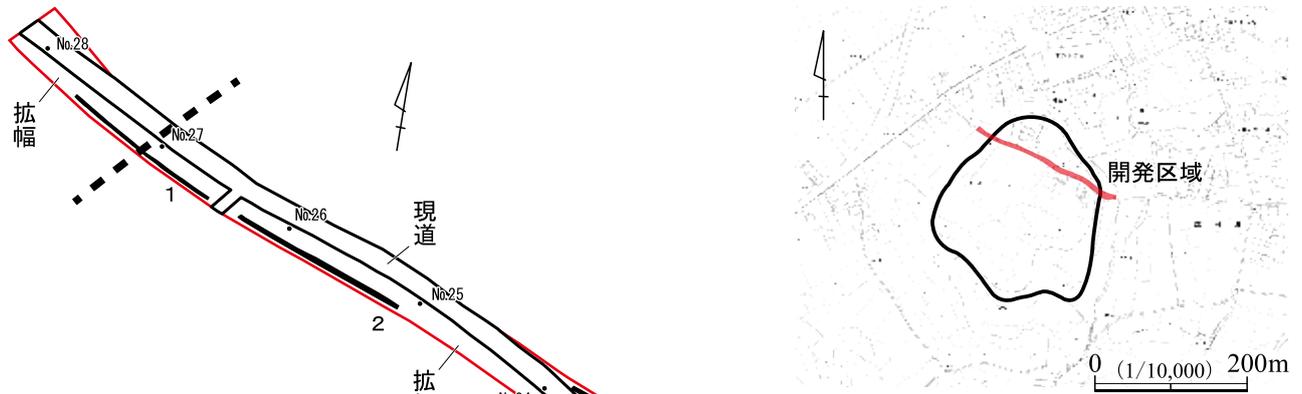
化財の取扱いについて」に照らして、直接遺構・遺物を破壊する内容とは考えられないが、現地で状況を確認する必要がある場合の工事立会と無い場合の慎重工事とが存在することとなった。他のC棟、及び各連棟物置や駐車場などは問題が無いが、駐輪場については、狭小で試掘調査を実施しなかったため、施工に際しては現地で状況を確認する工事立会が必要であろう。

以上の結果を、平成29年1月4日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出したところ、工事主体者の大和ハウス工業株式会社茨城支社に対し、同年1月19日付文2667号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、工事立会と慎重工事とするよう、通知された。

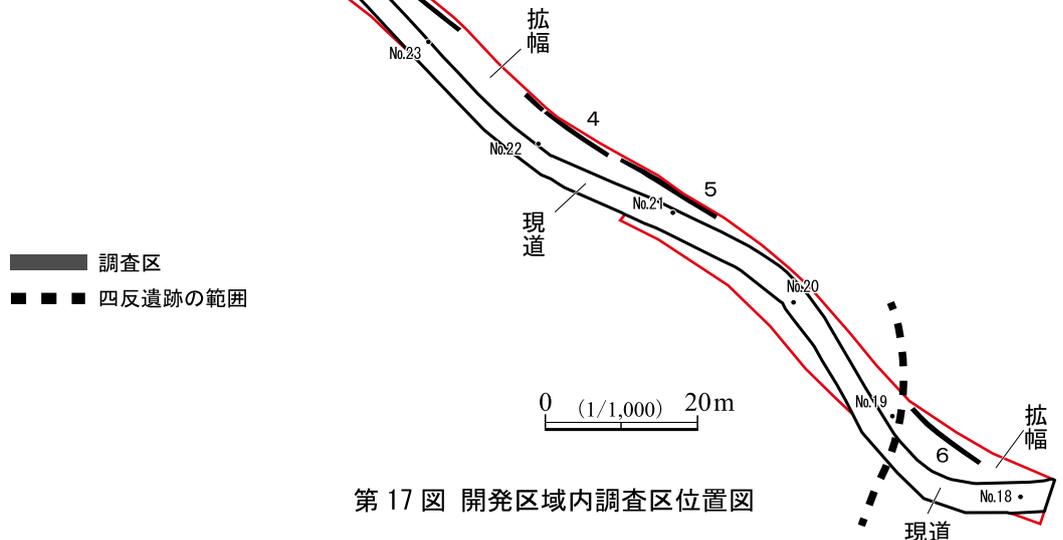
第6章 四反遺跡第1次調査

調査経緯 平成29年2月までに、大洗町都市建設課建設管理係（当時）により、管理する町道8-3020号線道路について、拡幅、直線化を中心とした改良工事が計画された。工事区間の西側の成田町字四反北より壱番目411番2・409番2・405番2、同町字四反北より四番目403番2・401番2・400番2、同町字成就院後272番2・273番2・274番2・276番2・278番2、同町字成就院上り口南309番2・310番2・311番2・312番2、同町字ゼントク386番2・383番2の合計17筆が、周知の埋蔵文化財包蔵地：四反遺跡の範囲と重複した。そのため、同年4月19日付で、工事主体者である大洗町長（都市建設課所管）より茨城県教育委員会教育長宛に、文化財保護法第94条第1項の規定に従い「埋蔵文化財発掘の通知について」が提出された。

開発区域 町道8-3020号線道路改良事業地内で、なおかつ周知の埋蔵文化財包蔵地の四反遺跡と重なる上記の範囲について、取り扱いを行う開発区域とした。西側では標高34m台を推移し平坦であるが、東に移行するに従い台地斜面に下がり、東端のNo.18付近では標高27.45m前後の谷底平野にあたる。現況はさつまいもやだいこん等の浅耕作物の畑地や、ニラなどを栽培するビニールハウスが多い。



第16図 四反遺跡内開発区域図



第17図 開発区域内調査区位置図

工事区間No.18・19間からNo.27・28間の区間の長さ約180m、現道幅約2.8mを除外した範囲が対象である。施工予定の路面幅は、車道外の盛土・切土斜面を含め、幅約5.83～7.5mである。路盤は厚さ約90cmで、掘削下面是No.26の横断面で標高34.0m、EC11地点の横断面で標高約33.35mの深さに達する。

調査区域 以上の開発計画より、拡幅範囲について、6本の調査区（西から東にむけて第1～6号トレンチ）を設定して調査に当たった。調査期間は、平成29年3月9・10・13～15・21・22日の7日間である。

第1号トレンチ No.26～28区間の南側の拡幅範囲に設定した。長さ22.7m×幅約0.65mの規模で、面積は約14.76㎡である。地表面から地山の黄褐色ロームの確認面までの深さは約45～81cm（標高34.19～34.584m）である。確認面からは、北東－南西方向に走るトレンチャー痕を検出したのみで、遺構・遺物は出土しなかった。

第2号トレンチ No.25～27区間の南側の拡幅範囲に設定した。長さ24.2m×幅約0.75mの規模で、面積は約18.15㎡である。地表面から確認面までの深さは約80～112cm（標高33.984～34.255m）で、西から東に向けて下降する。確認面は、黄褐色の関東ローム層で、北東－南西方向のトレンチャーがやや密



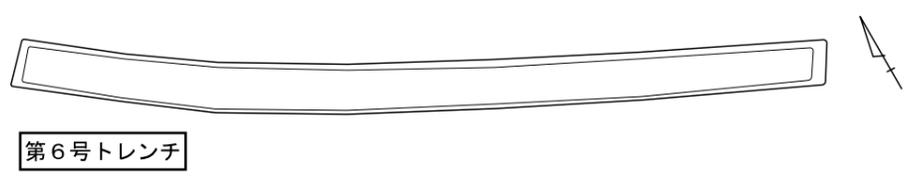
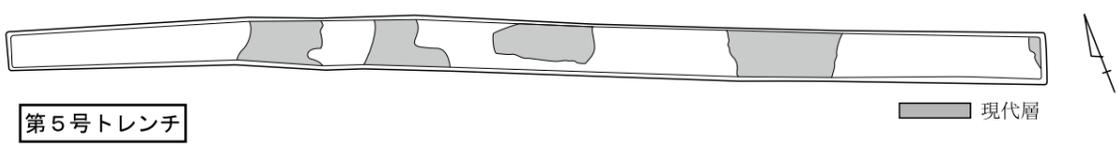
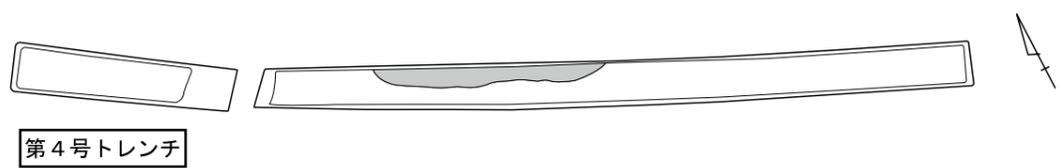
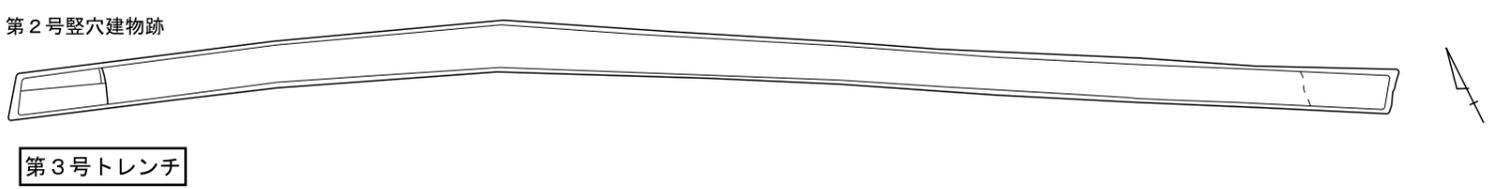
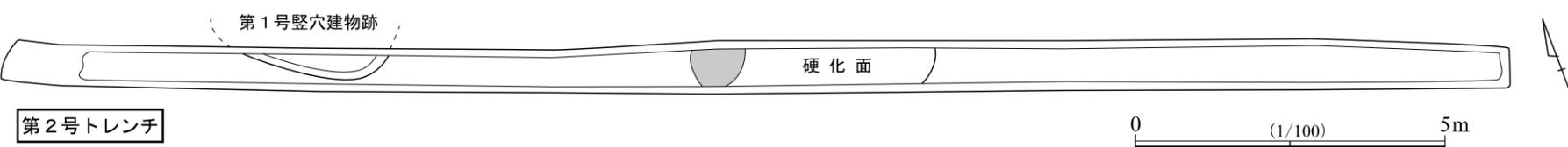
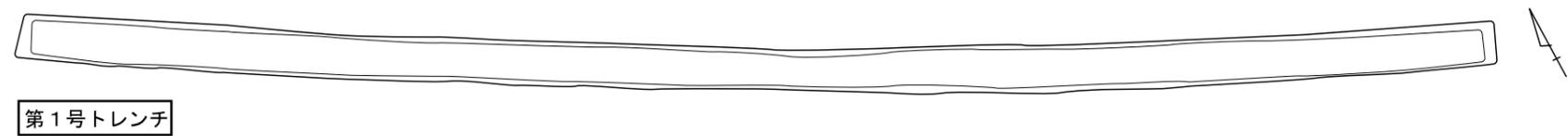
写真 20 四反遺跡第1号トレンチ（東から撮影）



写真 21 四反遺跡第2号トレンチ（西から撮影）



写真 22 四反遺跡第1号縦穴建物跡（南から撮影）



第18図 四反遺跡第1～6号トレンチ

に走っている。西側の表土下95cmの標高34.063mの深さからは、竪穴建物跡1棟を検出した。この第1号竪穴建物跡は、南西コーナーが検出されたのみで、規模は、長さ2.1m×幅0.45mである。確認調査に切り替え、覆土の掘り込みを行ったところ、建物に伴う床面や南壁を検出した。床面は硬化し、壁高は約12～13cmであった。覆土中には、弥生土器細片3点が含まれ、弥生時代後期後半の建物と考えられた。

この他にトレンチの中央より硬化面が検出されたが、性格はよく分からなかった。

第3号トレンチ No.23～24区間の北側の拡幅範囲に設定した。西から東に向けて標高が減じる。長さ約19.8m×約0.65mの規模で、面積は約12.87㎡である。地表面から確認面までの深さは、約24～40cm（標高32.802～33.729m）と浅く、確認面の黄褐色のローム層の上面は削平を受けており、直接耕作土が載っている。トレンチャーは、西側にはみられなかったが、東側には北東－南西方向に走っている。

西端の深さ60cm（標高33.647m）の確認面から、第2号竪穴建物跡の東壁を検出した。幅1.3mを検出したに留まり、主要な部分は調査区外に延びている。確認調査に切り替え、北半分の覆土について床面に達する掘り込みを行ったところ、壁高32cm



写真 23 四反遺跡第3号トレンチ（東から撮影）



写真 24 四反遺跡第2号竪穴建物跡（西から撮影）



写真 25 四反遺跡第4号トレンチ（東から撮影）

の垂直に立ち上がる壁と床面を確認することができた。覆土中からは、弥生土器片1点、古墳時代後期の土師器坏・甕の小片2点が出土したため、古墳時代後期頃に帰属するものと見られる。

第4号トレンチ No.22付近の北側の拡幅範囲に設定した。緩やかにカーブする。長さ13.6m×幅約0.65mの規模で、面積は約8.84㎡である。地表面から地山の黄褐色関東ローム層の確認面までの深さは約21～30cm(標高32.267～32.614m)と非常に浅い。ローム層の上に直接耕作土が堆積しており、畑地造成に伴い、地山に達する削平を受けたものとみられる。遺構・遺物はまったく検出できなかった。



写真26 四反遺跡第5号トレンチ(東から撮影)

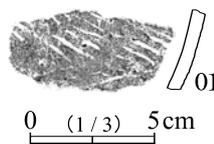
第5号トレンチ No.21付近の北側の拡幅範囲に設定した。長さ14.8m×幅約0.75mの規模を持つ直線的な調査区である。面積は約11.1㎡である。地表面から地山の黄褐色関東ローム層の確認面までの深さは、約20～29cm(標高31.441～32.186m)と非常に浅く、ローム層の上面に直接耕作土が堆積しており、畑地造成に伴い、地山に達する削平を受けた



写真27 四反遺跡第6号トレンチ(東から撮影)

ものと考えて良い。確認面には現代層の落ち込みが点々とみられるのみで、中世以前に遡る遺構・遺物はまったく検出できなかった。

第6号トレンチ No.18・19区間の北側の拡幅範囲に設定した。谷地形で、地表面の標高が27.8～28.4m台と低くなり四反遺跡の範囲からは外れる。長さ11.4m×幅約0.65mの規模で、面積は約7.41㎡である。地表面から確認面までの深さは約65～85cm(標高27.022～27.697m)と深い。自然堆積の漸移層の直下に地山の黄褐色砂質ロームが堆積した。遺構・遺物は検出できず、土地利用はみられな



第19図 四反遺跡出土遺物



写真28 四反遺跡出土遺物

かった。

出土遺物 第19図01（写真28）は、第2号トレンチ出土。後期弥生土器の胴下部破片である。付加条縄文を横位で施し、羽状構成をとる。上部は軸縄不明+付加条L 2本が判読できるが、下部は粘土が覆い、軸縄も付加条も明瞭ではない。

取 扱 以上、第1～6号トレンチの試掘・確認調査の成果により、第1・4～6号トレンチからは遺構・遺物とも検出されなかったため、取扱い範囲としては除外して考えることができる。他方で、弥生時代後期に帰属するとみられる第2号トレンチ西方の第1号竪穴建物跡（標高34.063m）と古墳時代後期に帰属するとみられる第3号トレンチ西端の第2号竪穴建物跡（標高33.647m）は、それぞれ取扱いが必要になる。それぞれの路盤の掘削最下面は、第1号竪穴建物跡付近が約34.0m、第2号竪穴建物跡付近が33.35mに及ぶため、道路敷設に伴い両遺構を削り込むことが明確となった。

またこの竪穴建物間には、硬化面を検出し遺構の可能性が疑われたり、試掘調査が実施できていなかったりする区間を挟むため、連続した発掘調査区域の設定が必要であろう。平面的には、現道を除外した南側の拡幅範囲である、409番2・405番2・403番2の3筆（長さ62.0m、最大幅3.65m、面積約113.2㎡）、及び北側の拡幅範囲である、272番2・273番2の2筆（長さ14.6m、最大幅2.5m、面積約18.3㎡）は、それぞれ取扱いが必要な範囲として設定できるであろう。

この範囲については、『茨城県埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準』に照らして、「原則Ⅰ」の「工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合」に当たり、なおかつ「原則Ⅲ」の「恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」の「（1）道路工事（改良工事を含む。）」にも相当するため、「発掘調査を要する場合」に該当することになるであろう。

以上の結果を、平成29年3月24日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出したところ、工事主体者の大洗町長（都市建設課扱い）に対し、同年5月8日付文243号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、発掘調査するよう、通知された。

その後、民間の発掘調査会社である株式会社地域文化財研究所（代表取締役：田沼 清、調査担当：斎藤 洋）が受託し、同年11月20日～12月11日の期間、発掘調査を実施した。速やかに、整理作業・報告書作成作業を進め、平成30年3月9日に大洗町文化財調査報告書第21集『四反遺跡一町道8-3020号線他1路線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査報告書一』が刊行されている（斎藤ほか2018）。

第7章 祝町向洲台場跡第1次調査

調査経緯 磯浜町字祝町8179番46・8179番84の2筆が該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地、祝町向洲台場跡に位置する。平成28年5月頃、個人居住用住宅の新築工事が計画された。平成29年3月1日付で、工事主体者の個人より茨城県教育委員会教育長宛に、文化財保護法第93条第1項の規定に従い「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。

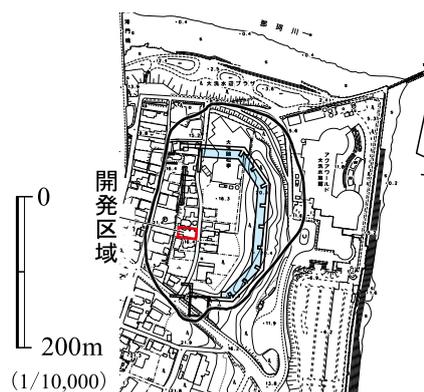
開発区域 文久3(1863)～元治元(1864)年に築造された台場の土塁で囲まれた内庭部内に位置する。台場に伴う附属施設の種類や位置については明確ではないが、水戸藩の海防施設に伴う諸施設を参照すれば、藩士が詰めた役家や武器を保管した土蔵などの建物の埋没も予想された(蓼沼2006)。

開発区域は、東西24.1m、南北13.25mの長方形の土地で、面積は、300.81㎡である。現況は旧宅が建っていたが、平成29年2月下旬～3月初旬に進められた基礎抜きを含む建物の解体により、調査の時点では更地となっていた。地表面は標高16.8m前後で平坦である。東側は町道8-1000号線に面し、西側に面する土地8179番65では比高約5.0mを測る台場後背の土塁へと連続する。

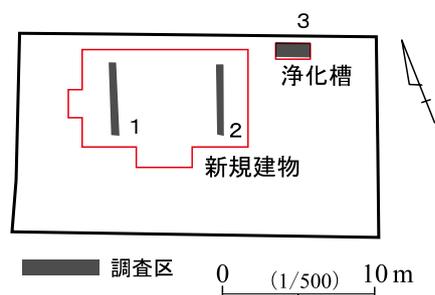
計画では、北寄りに東西軸の住宅1棟(東西11.83m、南北7.735m)、その東側の道路との間に7人槽の合併浄化槽1基(東西長2.3m、南北幅1.02m)を配置する。

町道上の金属鉾に設定された建築時の基準であるBMの標高は16.800mで、設計GLは西側の境界付近の地盤に合わせ、30cm高い17.100mである。住宅の基礎は、ベタ基礎で、最深部は設計GL-37cmの標高16.730mである。合併浄化槽については、本体だけで設計GL-1.56mの標高15.540mに達する。

調査区域 住宅直下に2本、合併浄



第20図 祝町向洲台場跡内開発区域図



第21図 開発区域内調査区位置図



写真29 祝町向洲台場跡調査区全景(西から撮影)

化槽予定地に1本の合計3本の調査区（第1～3号トレンチ）を設定して調査にあたった。調査期間は、平成29年3月28～30日の3日間である。

第1号トレンチ 住宅の西側に南北軸で設定した。南北長4.7m×幅約0.5m、面積は約2.35㎡の規模を持つ。

第22図A-A'断面に見るように、地山の4黄褐色砂質ローム層は標高15.85m前後の深い面と16.20m前後の掘り残した一段高い面とがある。それぞれの直上には自然堆積と考えられる海岸から吹き上がった3黒褐色砂土層が50cm程度堆積している。ローム下層を形成する砂質ロームがいきなり凹凸を持って存在する点は不自然であり、平面的に台場築造に伴う内庭部の掘り下げとも考えることができる。3層中には、6点の遺物が含まれ、内訳は、縄文土器1・磁器2・土器3・人形1点である。

トレンチの北側には3層上面から直径82cm、深さ52cmの北ゴミ穴が掘り込まれており、2-2黒褐色土層が堆積している。この中に16点の遺物（磁器11・陶器4・貝類遺体1）が特徴的に集積していたため北ゴミ穴とした。

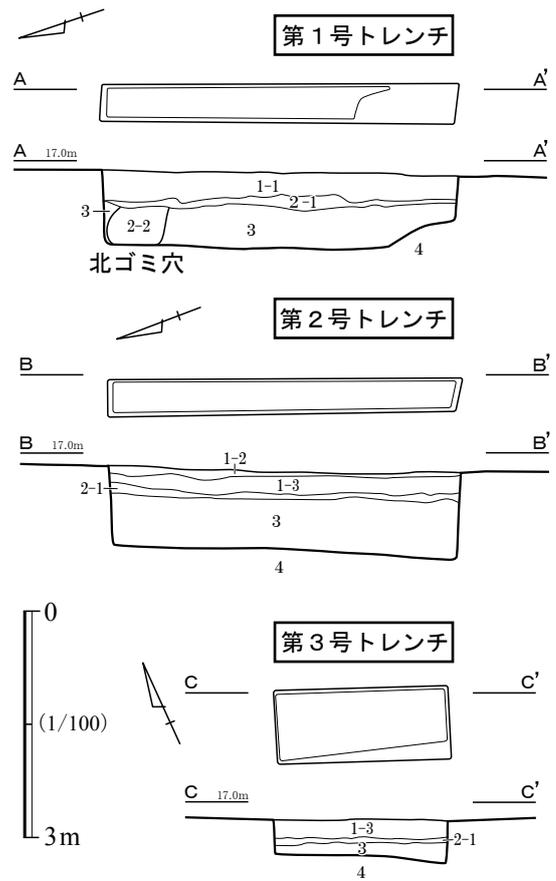
昭和時代後半～平成時代の2-1層を挟んで、平成29年3月の旧宅解体時に堆積した1-1層が最上部に被覆する。

第2号トレンチ 住宅の東側に南北軸で設定した。南北長4.64m×幅約0.5m、面積は約2.32㎡の規模を持つ。

第22図B-B'断面に見るように、地山の4黄褐色砂質ローム層の上面は、北側の標高15.78m前後と南側の15.58mとの間に約20cmの比高があり、必ずしも平坦ではない。自然堆積と考えられる海岸から吹き上がった海砂の3層は厚さ66～74cmと厚く、この中に総数26点の遺物が包含されており、内訳は近世・近代の磁器6・陶器7・瓦1・土器5・貝類遺体6・石類1点である。

昭和時代後半～平成時代の2-1層を挟んで、平成29年3月の旧宅解体時に堆積した1-2・1-3層が被覆する。

第3号トレンチ 合併浄化槽と重なるように東西軸で設定した。東西長2.3m×南北幅0.95mの長方形で、面積は2.19㎡の規模を持つ。第22図C-C'断面に見るように、地山の4黄褐色砂質ローム層の上



- 1-1: 黒褐色土（しまり無、ビニールゴミ多量含む、平成29年3月建物解体時の堆積層）
- 1-2: 黄褐色砂土（しまり無、拳大以下の砂土多量含む、平成29年3月建物解体時の堆積層）
- 1-3: 暗褐色土（しまり無、黒褐色砂土多量含む、ビニールゴミはほとんど入らない。平成29年3月建物解体時の堆積層）
- 2-1: 黄褐色土（しまり無、黄褐色砂質ローム粒子多量含む、昭和～平成時代）
- 2-2: 黒褐色土（しまり無、大正～昭和時代の陶磁器・ウバガイなど含む、北ゴミ穴覆土）
- 3: 黒褐色砂土（しまり無、砂土極多量・遺物含む、自然堆積、明治時代～昭和時代初期頃）
- 4: 黄褐色砂質ローム（地山）

第22図 祝町向洲台場跡第1～3号トレンチ

面は、標高16.19～16.32mと浅く、海砂3層の堆積も20cm前後と薄い。この中に近世・近代の磁器5・陶器6・瓦1・土器2の総数14点の遺物が包含されていた。

出土遺物 各トレンチの覆土である1（1-1・1-2・1-3）・2-1・2-2・3層の各層より遺物が出土した。

1・2-1層 第1号トレンチの1-1～2-1層から、第23図017・022が出土した。

陶器 017は土瓶の体上部破片。蓋受けが付く。022は完形の灯明皿。直径7.5cm。口端1か所が欠け、油煙が付着する。

2-2層 第1号トレンチ北側の北ゴミ穴の覆土であり、3層を掘り込み2-1層に覆われた層位である。主要な遺物では第23図02・03・08・09・013～015・020の8点が包含されていた。

磁器 02・03・08・09・013・014・015が該当する。02は碗の腰張碗。遺存状態良好。高台部は削り成形で段がつく。ゴム印技法で鹿と樹木を複数描く。03は碗の丸碗。曲線的な紋様をカラフルに上絵付し、口端に金の縁取りを持つ。08は皿の皿～高台部破片。型紙摺絵技法。09は蓋。摘部が一部しか残らず形態不明。013は皿の体部下半～高台部。見込に上絵付の金魚文を描く。014は徳利で、口部を除き遺存状態良好。底面は上げ底。015は急須の



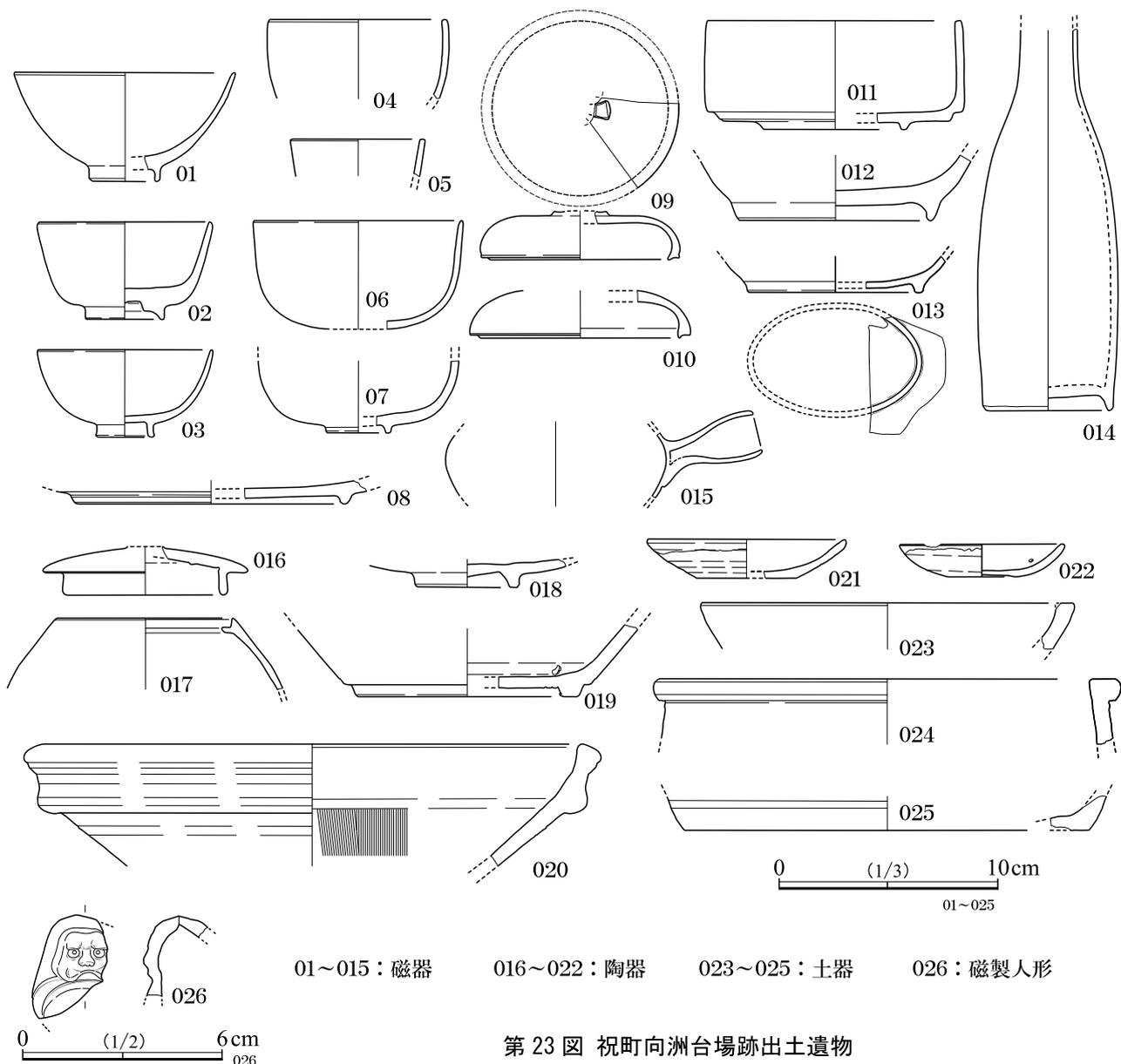
写真30 祝町向洲台場跡第1号トレンチ（南から撮影）



写真31 祝町向洲台場跡第2号トレンチ（南から撮影）



写真32 祝町向洲台場跡第3号トレンチ（東から撮影）



把手部。中空で、急須との接着部へ向けて細くなる。体部側面や把手部に、手描きで曲線的な紋様を描いている。

陶 器 020は摺鉢で、集密な卸目を施す。

時 期 遺物の様相は、明治時代以降、昭和時代の内容を持つが、03・013の装飾は昭和時代後半の新しい要素であるため、北ゴミ穴に関しては昭和時代後半頃に埋め戻されたものとみられる。

3 層 01・04～07・010～012・016・018・019・021・023～026の16点が出土した。

磁 器 01・04・06・07は、碗である。体部に丸みを持つものであるが、06・07は腰が張り気味である。05は直径が小さく直線的に外傾して立ち上がる形態より蕎麦猪口の口辺部とみられる。01・04～07とも手描きで草・花文等を描くが、06は上絵付けである。010は段重等の蓋の破片である。011は段重の2～3段目の破片。重ねるため体部は垂直に立ち上がる。手描きのみじん唐草文。底部周縁

第2表 祝町向洲台場跡出土遺物一覧(1)

番号	出土位置	種別	法量(cm)	胎土	部位・形態・成形	紋様・調整	使用痕跡
01	第3トレンチ 表土-15~45cm 3層砂層一括	磁器 碗	口径：(10.0) 台径：(3.1) 器高：5.0	—	口辺部~高台部片。体部は内湾しながらやや直線的に立ち上がる。口辺部に最大径。	高台底部以外施釉。手書染付。外面体部に草花文。内面口辺部に二条、体部下位に一条の圈線が巡る。	—
02	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 碗	口径：(8.0) 台径：(3.6) 器高：4.45	—	口辺部~高台部片。体部は腰部で強く内湾し、立ち上がる。高台部内面に段。口辺部に最大径をもつ。	高台内面以外施釉。ゴム印判絵付。外面体部に樹木や鹿文。内面無紋。	—
03	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 碗	口径：(8.0) 台径：(2.6) 器高：4.0	—	口辺部~高台部片。体部は内湾しながら立ち上がる。口辺部に最大径。	高台底部以外施釉。上絵絵付。外面に紫・橙・青の三角カーブ状の紋様。内面無紋。口唇部に金の縁取り。	—
04	第2トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層中	磁器 碗	口径：(8.0) 器高：[3.65]	—	口辺部~体部中位片。体部は内湾している。	内外面施釉。手書染付。外面全体染付。内面口唇部に二条の圈線を巡らす。	—
05	第2トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層一括	磁器 蕎麦猪口	口径：(6.2) 器高：[1.2]	—	口辺部~体部上位片。体部は直線的で口唇部は平滑。	内外面施釉。手書染付。外面全体染付。紋様不明。口辺部内面に四方襷文。	—
06	第2トレンチ 表土-70~100cm 以下 3層砂層一括	磁器 碗	口径：(9.5) 器高：[5.0]	—	口辺部~体部下位片。体部は腰部で湾曲して立ち上がる。口辺部に最大径。	内外面施釉。手書上絵絵付。内外面体部下位に朱、上位に緑・橙の紋様。	—
07	第3トレンチ 表土-15~45cm 3層砂層一括	磁器 碗	口径：(9.0) 台径：(3.0) 器高：[3.3]	—	体部上位~高台部片。体部は内湾しながら立ち上がる。口辺部に最大径。	高台底部以外施釉。手書絵付。外面体部に松の葉を描く。内面無紋。	—
08	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 皿	台径：(17.0) 器高：[1.5]	—	皿底部~高台部片。体部はやや内湾。	高台底部以外施釉。型紙摺絵染付。高台基部内側に一条、外側に二条の圈線。内面に同心円文・鋸歯文・草花文。	—
09	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 蓋	口径：(9.0) 器高：[2.2]	—	摘み部~口辺部片。蓋部は肩で湾曲。撥型摘み、中央欠損。摘みと蓋は施釉時に接合。	内面口辺部直上~受口以外施釉。手書染付。蓋部上面に六角形や草花文を描く。内面無紋。	—
010	第2トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層一括	磁器 蓋	口径：(10.0) 器高：[2.2]	—	蓋上部~口辺部片。蓋部は緩く内湾。摘み部欠損。内面口唇部直上に稜線。	受口以外施釉。手書染付。外面中部に魚文。内面無紋。	—
011	第3トレンチ 表土-15~40cm 3層砂層中	磁器 段重	口径：(11.4) 台径：(6.4) 器高：5.0	—	口辺部~高台部片。体部は円筒形で高台をもつ。底部外周を深く削り取り、合わせ目とする。	口唇部内面と底部外周以外施釉。外面にみじん唐草文。内面無紋。	—
012	第1トレンチ 表土-90~100cm 3層砂層	磁器 鉢	台径：(8.6) 器高：[3.0]	—	体部下位~高台部片。体部は内湾しながら立ち上がる。	高台底部以外施釉。内外面に青色の釉。外面の釉のみ白色の粒子が多量に混ざる。	—
013	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 皿	台径：(7.9) 器高：[2.6]	—	皿底部~高台部片。内湾して立ち上がる。底面形態は楕円形。	内外面施釉。手書上絵絵付。外面無紋。内面青・金の紋様。	—
014	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 徳利	口径：[2.25] 底径：(5.4) 器高：[17.4]	—	頸部~底部片。体部中位から底部に膨らみ。頸部窄まる。最大径は体部中位下。	上げ底底面以外施釉。内外面無紋。底部に銘書き。	—
015	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土- 50~90cm 2-2層 一括	磁器 急須	体径：(10.0) 器高：[3.4] 長さ：4.2	—	体部中位~把手片。体部はソロバン玉状。把手は体部に対してやや上向きに付く、中空。	体部内外面と把手外面は施釉。手書染付。体部外面と把手上面に染付。	—

法量のカッコ無しは、残存し計測できた数値。()内の数値は、欠損部の回復元値。[]内の数値は、欠損部の現存値。



写真 33 祝町向洲台場跡出土遺物

第3表 祝町向洲台場跡出土遺物一覧 (2)

番号	出土位置	種別	法量 (cm)	胎土	部位・形態・成形	紋様・調整	使用痕跡
016	第2トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層中	陶器 蓋	口径：(9.3) 器高：[2.2]	黒色粒多 量	摘み部を欠損した蓋部破片。蓋部は やや内湾しながら直線的に開く。蓋 部内面にロクロ成形痕。受口はケズ リ成形。	外面には淡緑色の釉がか かる。内面無釉。内外面 無紋。	—
017	第1トレンチ 表土0～-50cm 覆土一括	陶器 土瓶	口径：(8.0) 器高：[3.9]	白色粒微 量	口辺部～体上部片。体部中位に張り を持つ。鳥の紋様は体部粘土貼り付 け、輪部は手書きで作製。受口はケ ズリ。	受口～口辺部内面以外施 釉。外面には鳥の紋様。 内面無紋。	—
018	第3トレンチ 表土-15～45cm 3層砂層中一括	陶器 皿	口径：(4.4) 器高：[1.8]	黒色粒微 量	体部下位～高台部片。体部はやや内 湾。高台部はケズリと回転ヘラケズ リにより成形。	高台底部と高台内面以外 施釉。高台基部と内面紋 様・紋様周辺に淡青色の 釉。紋様押印。	—
019	第2トレンチ 表土-15～45cm 3層砂層中	陶器 鉢	口径：(10.0) 器高：[3.3]	白色粒多 量	体部下位～高台部片。体部直線的に 開く。内面ロクロ成形痕。高台部は 粘土紐貼り付け後反時計回りのヘラ ケズリ。内面底部に目跡。	内外面施釉。 内外面無紋。	—
020	第1トレンチ 北ゴミ穴 表土-50～90cm 2-2層一括	陶器 摺鉢	口径：(24.0) 器高：[5.55]	白色粒多 量	口辺～体部片。体部は強く外傾して 開き、口辺部は直立。ロクロ成形 後、内面に1cm6本あたりの御目を施 し、口辺部ロクロナデ調整。	外面全体に黒色釉。内面 は摺り目上部をヨコナデ 後外面にかけて黒色釉を かける。	—
021	第3トレンチ 表土-15～45cm 3層砂層一括	陶器 灯明皿	口径：(9.0) 底径：(4.6) 器高：1.8	白色粒少 量	口辺部～底部片。平底。体部は緩く 内湾しながら立ち上がる。口辺部に 最大径。外面にロクロ成形後反時計 回りのヘラケズリ痕。	内面全体に施釉。外面は 口辺部のみ釉が付着。内 外面無紋。	器壁の一部が 赤化。
022	第1トレンチ 表土0～-50cm 覆土一括	陶器 灯明皿	口径：7.5 底径：3.0 器高：1.5	白色粒少 量	完形。上げ底。体部は内湾しながら 立ち上がる。口縁部に最大径。外面 にロクロ成形後反時計回りのヘラケ ズリ痕。内面目跡3カ所。	内面全体施釉。外面は口 辺部のみ釉が付着。内外 面無紋。	口辺部に熔接 痕。器壁の一 部が赤化。
023	第2トレンチ 表土-70～100cm 3層砂層	土器鍋	口径：(24.0) 器高：[3.0]	白色粒多 量	瓦質。口辺部片。器形はやや内湾、 口唇部は平滑。器壁は1.0cmと厚い。 内外面にロクロ成形後ヨコナデ。	内外面共にロクロナデを 残す。	内外面灰色の 色調。
024	第1トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層中	土器甕	口径：(29.4) 器高：[4.9]	白色粒多 量	瓦質。口辺部片。 口唇部が水平に突き出し、胴部やや 開く。ロクロ成形後ヨコナデ。口辺 部下位に粘土が寄った痕跡。	内面から口辺部にロクロ ナデを残す。	口唇部と内面 にスス付着。
025	第1トレンチ 表土-50cm以下 3層砂層中	土器鍋	底径：(26.0) 器高：[2.2]	白色粒多 量 黒雲母少 量	土師質。底部片。 平底。胴部下位は緩く内湾。	外面の底部はナデ、底部 直上はケズリ、胴部下位 はナデを施す。内面はヨ コナデを行う。	胴部下位赤 化。内面スス 付着。

法量のカッコ無しは、残存し計測できた数値。()内の数値は、欠損部の回転復元値。[]内の数値は、欠損部の現存値。

を削り出し合わせ目とする。012は体部が丸みを持つ鉢。畳付のみ無釉で、それ以外は内外面とも青色の釉が覆う。

陶器 016は摘部の欠損した土瓶の蓋。018見込みに星形花卉の押圧を持つは皿。高台部は削り成形を施す。019は鉢、もしくは浅鉢の体部下半で、高台が付く。021は灯明皿。口端は一部が欠けるが、ススは付着していない。

土器 023は瓦質で、鍋の口辺部破片。025は土師質で、鍋の底部破片である。024は瓦質の甕。口唇部と内面にススが付着し、厨房具として使用されている。

人形 026は磁製の人形である。ダルマの一部が遺存し、現存幅2.05cm、現存厚：1.9cm、現存器高3.15cmである。正面と背面、別々の外型に当てて型取りし、接着させて成形している。顔面部を中心に施釉されている。

時期 3層砂層の直下には4層の砂質ロームに達する削平がみられるため、3層の堆積時期の上限



写真 34 祝町向洲台場跡出土遺物

は祝町向洲台場の内庭部が築造される文久3(1863)年～元治元(1864)年以降の堆積層と考えることができる。包含した磁器碗や段重など、手描きの染付が主流であり、台場築造・機能、廃絶した、幕末維新时期を中心とする遺物群とみられる。明治～昭和戦前期には土地利用はみられず、海岸からの漂砂の影響により、50～74cmの海砂の堆積がみられる。この頃にも開発区域の西側には遊郭街が形成されているから、そちらから本地の松林に廃棄された遺物があったかもしれない。その後、那珂川河口域における水害に対応し、昭和16年にすすめられた内務省による那珂川流路の直流化、川沿いに張り付いた祝町西町の高台移転に伴い、防砂林として育った松林が切り開かれ、一部の町民が台場周辺

に居住するようになる。戦後の北ゴミ穴の形成は、こうした昭和時代に居住した人々による遺構とみられる。

取 扱 以上の試掘調査成果をまとめれば、取扱いが必要な確実に中世以前に遡る遺構は未検出であった。しかし、幕末の水戸藩による祝町向洲台場跡に伴う内庭部の造成面と考えられる切土面（4層上面）を検出し、幕末維新时期を中心とした遺物を包含し、明治時代～昭和戦前期頃に積成したと考えられる3層砂層を検出した。

第1・2号トレンチにおける内庭部の標高は15.58～16.20mであり、新規住宅の基礎の最深部が16.73mであるため、30cm以上の保護層が確保できる。第3号トレンチの地山上面の標高は16.19～16.32mに対し、合併浄化槽の最深部が15.54mに達するため、地山に達するが、今回の調査範囲と完全に重なり、基本的には海砂による自然堆積の状態を確認した。

以上より、本件については、『埋蔵文化財として扱う範囲及び開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基準』の「7 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に照らして、直接遺構・遺物を破壊する内容とは考えられないため、工事立会を要する範囲には相当しないものと判断できるものの、周知の埋蔵文化財包蔵地内には該当するため、慎重工事が相当であると判断された。

以上の結果を、平成29年4月6日付「埋蔵文化財取扱いに関する意見書」として取りまとめ、茨城県教育庁総務企画部文化課長に提出したところ、工事主体者の個人に対し、同年4月11日付文80号「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」により、工事に際して慎重に実施するよう、通知された。

引用・出典・参考文献

- 山形雄三 1981 『祝町昔がたり』
- 佐々木義則 1992 「歴史時代の遺構と遺物」『武田V』財団法人勝田市文化・スポーツ振興公社文化振興課文化財調査係 68-94頁
- 仲野泰裕 1996 「近代の絵付」『印判手の意匠』町田市立博物館 5-10頁
- 小林 克ほか 1997 『今戸焼』東京都江戸東京博物館
- 堀内秀樹 1997 「東京大学本郷構内の遺跡における年代的考察」『東京大学構内遺跡調査研究年報』1 東京大学埋蔵文化財調査室 279-305頁
- 宍戸信悟ほか 1999 『上粕屋・上尾崎遺跡(No.10) 上粕屋・ノ引北遺跡(No.11) 上粕屋・ノ引西遺跡(No.12東)』財団法人かながわ考古学財団
- 両角まり・小川 望ほか 2000 『武蔵村山市中藤 田口窯調査報告書』武蔵村山市史編集委員会編
- 江戸遺跡研究会編 2001 『図説 江戸考古学研究事典』
- 蓼沼香未由 2006 「常陸国における江戸時代台場の集成的検討」『茨城県考古学協会誌』第18号 茨城県考古学協会 97-121頁
- 長佐古真也 2007 「続・お茶碗考」『考古学が語る日本の近現代』同成社 169-208頁
- 斎藤 洋ほか 2017 『富士ノ腰遺跡』大洗町教育委員会・大洗町都市建設課・株式会社地域文化財研究所
- 斎藤 洋ほか 2018 『四反遺跡』大洗町教育委員会・大洗町都市建設課・株式会社地域文化財研究所
- 河野一也ほか 2021 『水戸城跡(第88次)』水戸市教育委員会・関東文化財振興会株式会社
- 蓼沼香未由 2021 『平成27(2015)年度大洗町内遺跡調査報告書』大洗町教育委員会
- 大洗町教育委員会 2023 「第2章磯浜古墳群の概要 3. 取り巻く歴史的環境 3-3. 磯浜古墳群と周辺の史跡」『史跡磯浜古墳群保存活用計画』49-56頁
- 蓼沼香未由 2024 『平成29(2017)年度大洗町内遺跡調査報告書』大洗町教育委員会

報告書抄録

ふりがな	へいせいにじゅうはち(にせんじゅうろく)ねんどおおあらいちょうないいせきちょうさほうこくしょ
書名	平成28(2016)年度大洗町内遺跡調査報告書
シリーズ名	大洗町文化財調査報告書
シリーズ番号	第29集
編著者名	蓼沼香未由・井野里美
編集・発行機関	大洗町教育委員会
所在地	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-88
発行年月日	2025(令和7)年3月31日

ふりがな 遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °' "	東経 °' "	調査期間	調査 面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡					
くるまづか 車塚古墳	ひがしいばらきぐんおおあらいまちいせきまちょう 東茨城郡大洗町磯浜町 2884 番 2 外 1 筆	309	007	36°31'17"	140°56'99"	2016. 8. 8 ~ 8. 26	18.5	個人住宅新築
まつかわじんやあと 松川陣屋跡	ひがしいばらきぐんおおあらいまちなりたちょう 東茨城郡大洗町成田町 4378 番 2	309	087	36°28'10"	140°53'54"	2016. 9. 12	14.6	太陽光発電所
くりばやし 栗林遺跡	ひがしいばらきぐんおおあらいまちおおぬきまちょう 東茨城郡大洗町大貫町 1376 番 2	309	038	36°29'84"	140°55'61"	2016. 11. 14 ~ 11. 23	17.5	個人住宅新築
くりばやし 栗林遺跡	ひがしいばらきぐんおおあらいまちおおぬきまちょう 東茨城郡大洗町大貫町 1044 番 1 の一部	309	038	36°29'77"	140°55'64"	2016. 12. 9 ~ 12. 27	128.9	共同住宅新築
よんたん 四反遺跡	ひがしいばらきぐんおおあらいまちなりたちょう 東茨城郡大洗町成田町 411 番 2 外 16 筆	309	051	36°28'53"	140°55'04"	2017. 3. 9 ~ 3. 22	73.1	町道改良工事
いわいまちむこうすだいばあと 祝町向洲台場跡	ひがしいばらきぐんおおあらいまちいせきまちょう 東茨城郡大洗町磯浜町 8179 番 46 外 1 筆	309	096	36°33'29"	140°59'17"	2017. 3. 28 ~ 3. 30	6.9	個人住宅新築

遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
車塚古墳	古墳	—	—	—	—
松川陣屋跡	陣屋跡	弥生	—	弥生後期土器	—
栗林遺跡	集落跡	—	ピット 1	—	—
栗林遺跡	集落跡	—	土坑 5、堅穴状遺構 1	—	—
四反遺跡	集落跡	弥生・古墳	堅穴建物跡 2	弥生後期土器、土師器坏・甕	—
祝町向洲台場跡	台場跡	近世・近現代	ゴミ穴 1	磁器・陶器・土器・人形	—

大洗町文化財調査報告書 第 29 集

平成 28(2016) 年度

大洗町内遺跡調査報告書

2025(令和7)年3月24日印刷

2025(令和7)年3月31日発行

編集・発行 大洗町教育委員会

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-88

TEL 029-267-0230

印刷 岩城印刷株式会社

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町2426-1

TEL 029-267-5255